

25水推第970号  
平成26年3月18日

都府県知事 宛

水産庁長官

### ウナギ種苗の採捕期間の短縮等について

ニホンウナギの稚魚（以下「ウナギ種苗」という。）の採捕は、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）の規定に基づき都道府県知事が定める漁業調整規則により、都道府県知事が養殖用種苗の供給等を目的として特別に許可した場合に限り認められており、管内のウナギ養殖業に供給することを目的として許可を行っている都府県も少なくないところ  
です。

本年のウナギ種苗の採捕状況は、昨年、一昨年と比べて良好であり、ウナギ養殖業者による池入れ量は順調に増加し、既に過去2年の池入れ実績を上回っているとみられます。既に管内の養殖用種苗が需要を満たしたとして、採捕期間の短縮を決定した県も出てきています。

水産庁としては、平成25年9月5日付け25水推第566号水産庁長官通知別紙1「都道府県漁業調整規則に基づくウナギ種苗の採捕許可及びその運用にあたっての留意点」のとおり、採捕許可の期間は、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、近年のウナギ種苗の不漁を踏まえ、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から再点検し、期間短縮に努められることが望ましいと考えています。

このため、

- ① 管内のウナギ養殖業に供給することを目的としてウナギ種苗の採捕に係る許可を行っている県については、管内の養殖用種苗の池入れ状況を確認の上、採捕期間を短縮する
- ② それ以外の都府県については、河川遡上量の確保等に配慮の上、採捕期間を短縮する

等、各都府県の許可の目的に即し、ウナギ種苗の採捕期間の短縮等について、適切な措置を講じられるようお願いいたします。